令和３年２月26日

保護者の皆様

こども教育保育課長

課　長　桃原　兼光

　　　　（公印省略）

３月１日以降の就学前教育・保育施設の対応について（依頼）

【第44報】

　平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

みだしのことについて、今般の沖縄県緊急事態宣言が解除された場合、下記のとおりと決定しました。

　保護者の皆様におかれましては、引き続き、気を許すこと無く感染防止対策を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本決定事項は、２月26日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

１　現在実施している、各家庭での保育が可能な世帯で、可能な日に、御家庭での保育

を行う「家庭保育の協力願い」を当面の間継続いたします。

２　緊急事態宣言の発出された地域（以下当該地域）には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第１項に基づき、不要不急の外出自粛要請が出されていますので、当該地域との不要不急の往来については、当面の間自粛をお願いします。

なお、当該地域へ渡航し、自宅に戻った場合、または、当該地域より転入する場合については、第37報にてお願いしたとおり、２週間の健康観察等の記録についてご協力をお願いいたします。

　また、渡航の際には、事前に園迄ご連絡くださいますようお願いします。

那覇市こども教育保育課

電話：８６１－２１１３